

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第四号)(衆議

院送付)要旨

本法律案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴い、破綻金融機関等以外の金融機関からの預金保険機構への資産の買取りの申込みの期間を一年間延長するとともに、中小企業信用保険法その他の関係法律について、規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業信用保険法の一部改正

株式会社産業再生機構(以下「産業再生機構」という。)に貸付債権が譲渡され、借入が減少している中小企業者のうち、経済産業大臣の定める基準に適合することにより事業の再生が可能であると認められる者を経営安定関連保証(セーフティネット保証)の対象に加える。

二、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正

1 預金保険機構は、次の場合、産業再生機構から資産を買い取ることができる。

イ 産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合

ロ 産業再生機構から資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合

2 預金保険機構は、1のイ又はロの場合、特定協定銀行（以下「整理回収機構」という。）に委託して産業再生機構から資産を買い取ることができる。

3 預金保険機構が行っている破綻金融機関等以外の金融機関からの資産の買取り（整理回収機構に委託する場合を含む）につき、その申込みの期間を一年間延長し、平成十七年三月三十一日までとする。

### 三、施行期日

この法律は、一部を除き、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。

### 四、検討

政府は、施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、一による改正後の中小企業信用保険法第二条第三項第八号（セーフティネット保証の拡充）の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。